令和4年度 第1回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会 令和4年6月24日(金)

議決事項 第 1 号

令和3年度事業報告及び令和3年度歳入歳出決算報告

1. 令和3年度事業報告

(1) 長岡市地域公共交通協議会

実施日	地域公共父进!	内 容
R3. 5. 17	書面協議	○新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業
~		について
R3. 5. 24		
R3. 6. 29	第1回協議会	○令和2年度事業報告及び令和2年度歳入歳出決算報告
		○令和3年度歳入歳出予算の変更について
		○長岡市地域公共交通協議会規約の改正
		○和島地域における乗合タクシー本格運行について
		○「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」計画書に
		ついて
		○一般旅客自動車運送事業用自動車等の停留所等への駐停
		車について
		○長岡市地域公共交通計画の策定準備業務について
		○生活交通の利用状況について
		○寺泊地域における乗合タクシー実証運行について
	### - 1 → 1 + 1 → 1 + 1	○令和3年度事業内容について
R3. 9. 24	第2回協議会	<長岡市地域公共交通計画策定準備業務>
~	(書面協議)	○長岡市の現況整理について
R3. 10. 6		○地域公共交通計画策定のアンケート調査について
		○交通事業者ヒアリング調査について
		○運行協力金路線バスの経路変更について等
R3. 10. 25	書面協議	○市内バス回数券・タクシー乗車共通割引券事業について
~		(変更交付申請)
R3. 10. 29		
R3. 11. 25	書面協議	<事業評価>
~		○地域公共交通調査事業(計画策定事業)【令和3年度事業】
R3. 12. 10		○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金事業【令和3
		年度事業】
		○バリアフリー化設備等整備事業【令和2年度事業】
D4 9 10	第 9 同枌港公	○新型コロナワクチン接種(3回目)に伴う移動支援事業 ○山土末地域、大田地区自宮田有償旅客運送の再発発程に
R4. 2. 10	第3回協議会 (書面協議)	○山古志地域・太田地区自家用有償旅客運送の更新登録につ いて
R4. 2. 22	(音曲)	○運行協力金路線の運行見直しについて
1.4. 2. 22		○連11協力金路線の連11兄直しについて ○令和4年度「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助
		金」計画書 変更について

		○長岡市総合交通戦略の期間延長について
		○令和4年度事業計画(案)について
		○令和4年度歳入歳出予算(案)について
		○長岡市地域公共交通計画策定業務の調査報告について
		○自家用有償旅客運送の運行見直しについて
		○長岡市地域公共交通網形成計画の実施状況について
R4. 3. 7	書面協議	○令和4年度 長岡市地公共交通協議会委員確認書
~		○新型コロナワクチン接種(3回目)に伴う移動支援事業 事
R4. 3. 22		業計画書【変更】
R4. 3. 24	書面協議	○長岡市地域公共交通協議会規約改正について
~		
R4. 3. 31		

(2) 分科会

項目	実施日	内容
第1回		(議題)
小国地域	R4. 2. 10	・令和2年度及び令和3年度の利用状況について
(書面協議)		・令和4年度事業計画(案)について
第1回		(議題)
川口地域	R4. 2. 4	・川口地域バスの運行状況について
(書面協議)		
笠 1 同		(議題)
第 1 回 山古志地域 (書面協議)	R4. 1. 26	・令和2年度の運行実績について
	R4. 1. 20	・運行内容の変更について
(音曲) () () () () ()		・自家用有償旅客運送の更新登録について

(3) 事業の報告

項目	内容
- 切口	
	○崇徳大学前のバス停新設及び運行内容の見直しを行った。
	○運行協力金路線バス「宮内・川崎環状線」の運行見直しを行った(廃
長岡地域	止、経路変更等)。
	○バス待合所設置事業を活用し、地域内1箇所のバス停留所で上屋を整
	備した。
越路地域	○運行協力金路線バス「雪ぼたる号 岩野線」について、地元からの要
越始地地	望を受けて、運行経路の延伸を行った (中学生の帰宅)。
선생님 무슨	○令和3年4月1日から、デマンド型乗合タクシー「景虎号」の本格運
栃尾地域	行に移行した。
	○令和3年9月までデマンド型乗合タクシー「わし麻呂号」の実証運行
和島地域	を行い、需要に見合った運行計画を立て、10 月から本格運行に移行
	した。
	○令和3年10月から、デマンド型乗合タクシー「寺泊まりん号」の実
寺泊地域	証運行を開始した。
	○寺泊駅前広場整備事業のさく井工事と舗装工事を実施した。
	○特定非営利活動法人 MTN サポートが運営を行っている地域バス(自家
	用有償旅客運送)について、利用客数の推移を確認した。
小国地域	○八王子線、法末線(乗合タクシー)について、利用客数の推移を確認
	した。
	○特定非営利活動法人くらしサポート越後川口が運営を行っている地
川口地域	
	域バス(自家用有償旅客運送)について、利用客数の推移を確認した。
	○特定非営利活動法人中越防災フロンティアが運営を行っている地域
山古志地域	バス(自家用有償旅客運送)について、利用客数の推移や利用状況に
・太田地区	応じて運行の見直しを行った。
	○自家用有償旅客運送者登録証の更新を行った。

[○]長岡市地域公共交通計画策定準備業務を実施した。

2. 令和3年度歳入歳出決算報告

(1) 歳入歳出決算書

(会計期間:令和3年4月1日~令和4年3月31日)

歳入

(単位:円)

						(<u></u>
款	項	目	予算額	収入済額	増減額	説 明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	10,200,000	10,200,000	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	50,000,000	47,404,548		バス・タクシー割引券 ワクチン接種タクシー割引券 国庫補助金(地域公共交通調査事業)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	149	149	預金利息
	合 計		60,200,000	57,604,697	▲ 2,595,303	

歳出

(単位:円)

							<u>(単位:円)</u>
款	項	目	予算額	支出済額	残 額	説明	
1 運営費	1 会議費	1 会議費	350,000	56,616	293,384	委員報酬 お茶代	54,600円 2,016円
	2 事務費	1 事務費	50,000	12,900	37,100	収入印紙代 振込手数料	11,800円 1,100円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	59,800,000	51,490,060	8,309,940	ワクチン接種タクシー券 ワクチン接種タクシー券(3回目) バス・タクシー割引券 協議会運営業務委託 公共交通計画策定準備業務委託	10,273,860円 4,427,180円 27,380,720円 2,423,300円 6,985,000円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0		
	合 計		60,200,000	51,559,576	8,640,424		

差引残額

(収入済額) (支出済額) (残額)

57,604,697 - 51,559,576 = **6,045,121** 円 ※ 長岡市へ返納

(2) 会計監査報告

会計監査報告

長岡市地域公共交通協議会規約第7条第3項の規定により、令和3年度の会 計を監査した結果、歳入・歳出に関する帳簿並びに証拠書類等は、いずれも適 正に処理されていたことを報告します。

令和 4年 4月26日

長岡市地域公共交通協議会 会 長 若月 和浩 様

監査員ノル本子





議決事項 第2号

令和4年度歳入歳出予算の変更について

1. 歳入

(単位:円)

							(十元・11)
款	項	目	R4年度予算額 (変更前)	R4年度予算額 (変更後) (A)	R3年度予算額 (B)	比較 (A) — (B)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	8,700,000	8,700,000	10,200,000	▲ 1,500,000	市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	16,000,000	16,599,500	50,000,000	▲ 33,400,500	市補助金 国庫補助金(デマンド、 調査事業)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	0	0	0	
	合 計		24,700,000	25,299,500	60,200,000	▲ 34,900,500	

2. 歳出

(単位:円)

							(+12.13/
款	項	目	R4年度予算額 (変更前)	R4年度予算額 (変更後)(A)	R3年度予算額 (B)	比較 (A) - (B)	説 明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	500,000	500,000	350,000	150,000	委員報酬 お茶代等
1 座呂賃	2 事務費	1 事務費	50,000	50,000	50,000	0	印紙代 振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	20,750,000	20,750,000	59,800,000		協議会運営業務委託 計画策定業務委託
3 負担金	1 負担金	1 負担金	3,400,000	3,400,000	0	3,400,000	デマンドタクシー (栃尾・和島)
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	599,500	0	599,500	
	合 計		24,700,000	25,299,500	60,200,000	▲ 34,900,500	

<変更点>

・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業) 令和4年5月17日 交付決定につき、補助決定額599,500円を加えた。 (長岡市地域公共交通計画策定業務に係る国庫補助金)

議決事項第3号

和島・寺泊地域におけるデマンド型乗合タクシーについて

1. 概要

和島・寺泊地域では、公共交通空白地が広がっており、路線バスの本数が和島地域 1系統、寺泊地域2系統のみと限られている。そのため、現在各地域で運行している (和島地域:本格運行、寺泊地域:実証運行)デマンド型乗合タクシーを統合して利 便性を高めた運行をすることで、自家用車に頼ることのできない地域住民の生活交通 を確保する。

2. 取組内容

- (1) 和島地域について
 - ○令和2年4月13日~9月28日までは、割烹バスによる試験運行。
 - ○令和2年10月よりデマンド型乗合タクシーによる実証運行開始。
 - ○令和3年10月よりデマンド型乗合タクシーによる本格運行開始。
 - ・和島地域(全域)と与板地域(2地点)を結び、週3日の運行。

(2) 寺泊地域について

- ○令和3年10月よりデマンド型乗合タクシーによる実証運行開始。
- ・令和4年9月まで実証運行を継続。
- ・寺泊地域(全域)と燕市分水地区(5地点)を結び、週3日の運行。
- (3) 和島・寺泊地域デマンド型乗合タクシーの統合(案)について
 - 〇令和4年10月より、和島・寺泊地域デマンド型乗合タクシーを統合し、本格 運行を開始予定。
 - ○統合による本格運行を予定している令和4年10月~令和5年9月分の「地域 内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」計画書を、締切期日までに、新潟運 輸支局へ提出。

表 和島・寺泊地域デマンド型乗合タクシー統合(案)

期間	令和4年10月~
根拠法令	道路運送法第4条
運送事業者	寺泊交通㈱
佐田東南	ジャンボタクシー車両(乗客9名定員)2台
使用車両 	普通車タクシー車両(乗客4名定員)1台
	和島地域(地域全域)
	寺泊地域(地域全域)
運行区域	与板地域(よいたコミュニティセンター、与板仲町バス停)
	燕市分水地区(5地点を目的地に指定(コメリ駐車場内、小川薬局
	前、榊原医院駐車場内、やきとり倶楽部前、パコ駐車場内))
運行頻度	週3日(月・水・金) 8時~16時50分(5便/日)
利用方法	事前予約制
運賃	200円、400円、600円、800円の4段階設定 ※詳細は下図のとおり
垂败片里	和島・寺泊地域内は、停留所は指定せず、ドアツードア運行
乗降位置	与板地域、燕市分水地区は、乗降場所指定

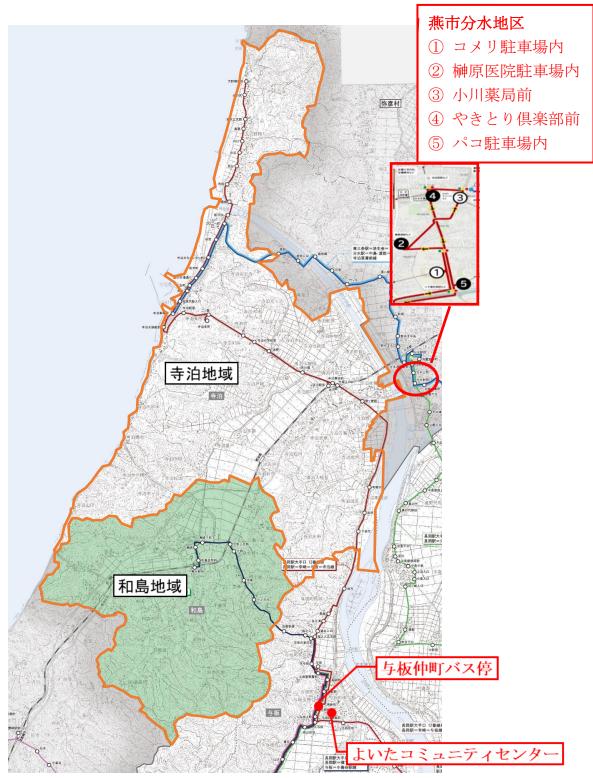
■運賃詳細

乗降区域					料金
和島地域	成内	寺泊地域内		2 0	0円
和島地域⇔与板地域	寺泊地域⇔分水地区 寺泊地域⇔和島地域		4 0	0円	
和島地域⇔分水地区					
寺泊地域⇔与板地域					0円
未就学児(席を必要としない)					料

【回数券】

200 円券を販売予定。

■運行区間(案)



議決事項第4号

「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」計画書について

1. 概要

令和3年4月から本格運行している<u>栃尾地域デマンド型乗合タクシー</u>と令和4年10月から本格運行を予定している<u>和島・寺泊地域デマンド型乗合タクシー</u>について、令和4年10月~令和5年9月分の<u>「地域内フィーダー系統確保維持</u>費国庫補助金」計画書を、締切期日までに、新潟運輸支局へ提出するもの。

なお、記載内容については、今後提出の手続きをしていく中で、修正等が生じる可能性あり。

2. 地域内フィーダー系統確保維持計画書 資料 p11~p21 のとおり 様式第1-6(日本工業規格A列4番)

長交協第 号 令和4年6月 日

国土交通大臣 殿

新潟県長岡市大手通2丁目6番地長岡市地域公共交通協議会会長 若月 和浩

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和4年6月 日 長岡市地域公共交通協議会 会 長 若 月 和 浩

生活交通確保維持改善計画の名称

長岡市地域内フィーダー系統確保維持計画(令和5年度~令和7年度)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長岡市内は、鉄道3路線(信越本線、上越線、越後線)が通っており、加えて長岡駅を中心として、放射状にバスを運行している。各方面への基幹路線は整備され、長岡駅との往来手段は確保されている。しかし、バス利用者の減少に伴い、行政負担が増える傾向にある。結果、特に利用者が少なく、採算が見込めない郊外バス路線の維持が困難となり、市民のニーズに対応できなくなってきている。

さらに長岡市では、少子高齢化の進行、道路網の変化や基幹病院の移転など、公共交通及びその利用者を取り巻く環境が変化している。また、高齢者の運転免許返納者は年々増加傾向であることから、高齢者自ら運転しなくても良い公共交通網の形成がより一層求められている。

これらの状況の変化を受けて、まちづくりとの連携や地域全体を対象とした面的な公共交通網の再構築を検討するため、平成29年3月に「長岡市地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)を策定している。

《栃尾地域》

栃尾地域においては、高齢化率40%超(R3住民基本台帳参照)かつ過疎地域であり、鉄道が通っておらず、路線バスが重要な移動手段である。しかし、令和元年9月及び令和3年3月にバス路線が廃止された西谷地区ほか当該エリアは、栃尾地域中心部から10km以上離れた集落が広範囲に及ぶ。一般タクシーを利用した場合、買物や通院などの日常利用においても、住民の経済的負担が大きく、公共交通の確保・維持が必要不可欠である。

また、長岡駅との基幹バス路線に接続することで、地域外への移動も可能となり、その利用目的は、通勤・通学・買物・通院と多岐にわたっている。

このため、令和元年10月から、廃止されたバス路線沿線住民の生活交通手段を確保するために、デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始した。この間、運行時間や経路の見直し等、利便性の向上及び利用促進に向けた啓発を図ることで、安定した運行に繋げることが必要であった。更に市内でも有数の豪雪地帯である当該エリアの運行状況を、冬季2シーズンに渡り検証するため、1年半の期間を設けて実証運行を行い、随時運行を見直しすることとした。これまでに、利用者の乗車時間が長くなる時間帯がみられたため、見直しを行い、令和3年4月からの本格運行では利用者が比較的多い1便を、2便に分割して運行している。

以上により、主に自動車での移動が困難である高齢者等の利用者にとって、生活交通の確保は必要不可欠であり、他に代替する公共交通手段が存在しないことから、現在実施しているデマンド型乗合タクシーの運行を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

《和島・寺泊地域》

和島・寺泊地域においては、高齢化率約40%(R3住民基本台帳参照)かつ過疎地域である。うち、和島地域においては、公共交通が市の拠点である長岡駅に乗り入れていない鉄道路線及び路線バス1系統のみ、寺泊地域においては、公共交通が市の拠点である長岡駅に乗り入れていない鉄道路線及び長岡駅方面行のバス1系統、燕市方面行のバス1系統となっている。いずれも他地域への移動を担う幹線的な交通であるが、公共交通空白地が広く連担し

ており、駅やバス停から遠く、公共交通を利用できない地域が分布しているため、自宅から 公共交通を利用できる地点までの移動手段を確保する必要がある。

さらに、和島地域では地域内で唯一のタクシー事業者が平成26年に廃業し、一般タクシーを利用する際は近隣地域のタクシー事業者を利用することとなるが、いずれのタクシー事業者も保有車両数が少ない。バス路線や鉄道駅、行政施設のある和島地域中心部と、病院、商業施設等は点在しており、自家用車が不可欠であるが、高齢化が進行しているため自家用車以外の公共交通を確保・維持していく必要がある。

このため、令和2年10月からは和島地域全域と与板地域2地点を運行するデマンド型乗合タクシーの実証運行を開始し、地域住民の移動手段として認知されている。与板地域の停留所で長岡駅との基幹バス路線に接続することで、地域外や長岡市中心部への移動も可能となった。帰りは長岡駅から小島谷駅まで路線バスで移動し、そこからデマンド型乗合タクシーで家まで帰るなど、交通手段を組み合わせて利用する方もいることが確認できている。

一方、寺泊地域では高齢者のみの世帯が増加し、公共交通空白地も広く、移動手段の確保が懸念されている。令和2年8月に地域からの要望があり、公共交通空白地の生活交通のあり方について検討を始め、令和3年10月からは寺泊地域全域と燕市分水地区を運行するデマンド型乗合タクシーの実証実験を開始した。令和4年9月まで実証運行を行うが、高い稼働率で利用されているため、10月から和島地域と統合し、本格運行を開始する予定である。また、元来寺泊地域は、通勤・買物・通院などで隣接する燕市への移動頻度が高い地域である。燕市への移動手段は鉄道及び路線バスで確保されているが、本数が限られていることに加え、駅やバス停から遠い住民は利用しにくい。デマンド型乗合タクシーを含め様々な交通手段を組み合わせることで移動をしやすくし、さらに燕市分水地区から三条市行のバス路線や、燕市の生活交通(コミュニティバス、デマンドタクシー)と接続することで、広域的な移動が可能となる。既存の鉄道・路線バス等と補完し合い、住民の移動に係る利便性を高めることで、各公共交通の利用者増加を図ることができると考える。

令和4年10月より、和島地域、寺泊地域のエリアを統合することで、乗合率を高めた効率的な運行に加え、和島地域から燕市への移動、寺泊地域から長岡地域への移動について新たな需要を創出し、既存の鉄道・路線バスと補完し合う交通手段として機能することが期待される。

以上により、主に自動車での移動が困難である高齢者等の利用者にとって、生活交通の確保は必要不可欠であり、他に代替する公共交通手段が存在しない公共交通空白地を広く含んでいることから、現在実施しているデマンド型乗合タクシーの運行を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが重要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

《栃尾地域乗合タクシー》

令和5年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり400名以上とする。

令和6年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり400名以上とする。

令和7年度・・・稼働率、利用者を高め、運賃収入を平均130,000円/月以上とすることで、財政負担率を下げる。

(参考値)

令和2年4月~令和3年3月の一月あたりの平均値(実証運行)

- ・利用者200名/月、稼働率64%、運賃収入90,542円
- 令和3年4月~令和4年3月の一月あたりの平均値(本格運行)
 - 利用者373名/月、稼働率81%、運賃収入123.971円/月

《和島・寺泊地域乗合タクシー》

令和5年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり240名以上とする。また、運賃収入を70,000円/月以上とする。

令和6年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり250名以上とする。 令和7年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり260名以上とする。

(参考値)

令和2年10月~令和3年3月の一月あたりの平均値(和島地域のみ)

- (※R2.12~R3.2 については9便/日で実験運行していたため、午後の3便を除いて6便/日で算出)
 - 利用者38名/月、稼働率36.7%

令和3年4月~令和3年9月の一月あたりの平均値(和島地域のみ)

- (※R3.4~9 については火・木曜日 14:00 便と 16:00 便を除いて、R3.10~の本格運行内容で火・木曜日 5 便/日、金曜日 6 便/日で算出)
 - 利用者 3 1 名/月、稼働率 3 2. 4%

令和3年10月~令和4年4月(和島地域:本格運行、寺泊地域:実証運行)

利用者221.1名/月、運賃収入57,383円/月

(2) 事業の効果

《栃尾地域乗合タクシー》

- ・公共交通空白地の高齢者や、マイカーを所有していない住民の移動手段を確保できる。
- ・病院、小規模ショッピングセンター、工業団地、栃尾支所(市役所)等の近くに停留所を 設けることで、幅広い目的での利用が期待できる。
- ・長岡市中心部と往来する基幹バス路線との接続により、広域的な移動がしやすくなる。

《和島・寺泊地域乗合タクシー》

- ・公共交通空白地の高齢者や、マイカーを所有していない住民の移動手段を確保できる。
- ・病院、スーパーマーケット、公共施設等の近くに停留所を設けることで、幅広い目的での 利用が期待できる。
- ・長岡市中心部と往来する基幹バス路線や近隣の燕市分水地区へ接続し、さらに既存の公共 交通と補完し合うことで公共交通の利便性を高め、市域に捉われない広域的な移動がしやす くなる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者ニーズを把握するためアンケートや地域住民と各自治会での勉強会(乗り方教室等)を実施し、運賃や運行ダイヤの増便や利用促進策を検討する。(長岡市、事業者)
- ・公共交通空白地における公共交通の確保
- ・三者(市民等・交通事業者・行政)による協働・連携の推進
- ・燕市と連携し、お互いの生活交通の相互利用を図る(長岡市、事業者)。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

- 「表1」を添付。
- ※運行内容の概要については「別添1」参照。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を長岡市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

長岡市地域公共交通協議会

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

毎月、乗降者数や利用目的等の集計を行い、利用実態を継続的に把握する。

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運 行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に 準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

- 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
 - 「表5」を添付。
- 13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

(1)事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収
支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した
利用促進策)
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

《栃尾地域(西谷地区ほか)における生活交通について》

- ・令和元年5月31日 道路運送法第21条に基づく、実証実験(令和元年10月1日~令 和3年3月31日)の内容について説明し、合意を得た。
- ・令和2年2月21日 事前予約性タクシーの実証実験及び検証について報告し、意見交換を行った。
- ・令和2年6月10日 道路運送法第4条に基づく本格運行(令和3年4月1日~)に向けた、計画概要について説明した。また、地域内フィーダー系統確保維持計画書(案)について承認を得た。
- ・令和2年11月25日 実証実験の実績報告を行い、本格運行の概要について説明した。 また、事業者を決定し、今後道路運送法第4条申請の提出及び、地 域内フィーダー系統確保維持計画書の変更届出(案)を行うことに ついて、承認を得た。
- ・令和3年2月 25 日 運行実績経過報告及び令和3年度事業計画案について意見交換 を行った。
- ・令和3年6月29日 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画書(案)について承認を得た。
- ・令和3年12月10日 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について 合意を得た。
- ・令和4年2月22日 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請(案) (協議会が補助対象事業者に変更すること)について承認を得た。
- ・令和4年6月●日 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画書(案)について 承認を得た。(予定)

《和島地域・寺泊地域における生活交通について》

- ・令和2年6月10日 道路運送法第21条に基づく、和島地域実証運行(令和2年10月 1日~令和3年9月30日)の内容について説明し、合意を得た。
- ・令和2年 11 月 25 日 和島地域運行実績経過報告及び利用促進に向けた取組み(予約時間や便数変更等)について説明し、合意を得た。
- ・令和3年2月25日 和島地域運行実績経過報告及び令和3年度事業計画案について、 意見交換を行った。
- ・令和3年6月29日 道路運送法第4条に基づく和島地域本格運行(令和3年10月1日~)に向けた、計画概要について説明した。また、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画書(案)について承認を得た。 道路運送法第21条に基づく、寺泊地域実証運行(令和3年10月1日~令和4年9月30日)の内容について説明し、合意を得た。
 - ・令和4年2月22日 寺泊地域運航実績経過報告及び令和4年度事業計画案について、 書面協議による意見交換を行った。また、令和4年度地域内フィー ダー系統確保維持計画変更認定申請(案)(協議会が補助対象事業 者に変更すること)について承認を得た。
 - ・令和4年6月●日 道路運送法第4条に基づく寺泊地域本格運行(令和4年 10 月 1 日~)に向けた、計画概要について説明した。また、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画書(案)について承認を得た。(予定)

21. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には公共交通利用者も含まれ、協議会での意見を参考に計画している。 栃尾地域乗合タクシーについては、地域の住民の意見を反映させるため、実証運行中で ある令和2年2月に、実際に乗合タクシーを利用している方からアンケートに協力しても らった(対象:21名)。結果を運行計画作成の参考とした。

和島地域乗合タクシーについては、地域住民を構成員に含む和島地域生活交通検討委員会において運行内容等協議し、計画に意見を反映している。また、実証運行中である令和2年9月に、長岡技術科学大学都市交通研究室協力のもと地域住民を対象としたアンケート調査(配布戸数1,249戸、回収数658戸)を行い、結果を運行計画作成の参考とした。寺泊地域乗合タクシーについては、地域住民を構成員に含む寺泊地域生活交通検討委員会を定期的に開催し意見を伺っている。また、意見を基に実証実験開始後燕市分水地区乗り入れ停留所を2地点から5地点に増設した。

22. 協議会メンバーの構成員				
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長岡地域振興局地域整備部			
関係都道府県	長岡地域振興局			
即这士豆虾针	長岡市都市整備部			
関係市区町村	長岡市土木部			
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社			
	越後交通株式会社			
交通事業者・交通	公益社団法人 新潟県バス協会			
施設管理者等	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会			
	国土交通省 北陸地方整備局長岡国道事務所			
	新潟県警察本部交通部			
 地方運輸局	国土交通省 北陸信越運輸局交通政策部			
地力建制问	国土交通省 北陸信越運輸局新潟運輸支局			
	長岡市消費者協会(公共交通利用者)			
その他協議会が必	長岡市老人クラブ連合会長岡支部(公共交通利用者)			
要と認める者	長岡技術科学大学(学識経験者)			
	日本労働組合総連合会新潟県連合会(労働組合)			

【本計画に関する担当者・連絡先】

 (住 所) 新潟県長岡市大手通2丁目6番地

 (所 属) 長岡市都市整備部都市政策課交通政策室

 (氏 名) 西澤 陽奈子

 (電 話) 0258-39-2267

 (e-mail) koutuu@city. nagaoka. lg. jp

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通

網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う 事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通 確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要がありま す)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添 〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい

		運行系統名		運行系統		系統	計画運行	計画運行	再編	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
市区町村	運行予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	連行 連行 例 日数 回数 _指		再編特例措置	運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
	秋葉タクシー(株)	(1) 栃尾地域(西谷地区ほか)		西谷地区ほか		往 km	362日	2,172.0回		区域運行	1	地域間幹線系統 (越後交通(株) 長岡駅前= 百束=栃尾車庫前、長岡駅 前=百束・楡駅東口=昭和通り・新 榎=栃尾車庫前、長岡駅東	3	
						復 km						復一 伽尾半岸前、長岡駅米 ロ=東バイパ・新榎トンネル =栃尾車庫前) 栃尾車庫前バス停と接続		
F 577-	寺泊交通(株)	(2) 和島·寺泊地域		和島地域、		往 km	146日	730.0回		区域運行	(1)	地域間幹線系統 (越後交通(株) 長岡駅前= 李崎·与板=坂井町、長岡駅 前=李崎·与板=大野積終 点、長岡駅前=槙下・成沢 与板=小島谷駅前、長岡駅 前=関原三叉路=与板警察	3	
長岡市	1711×121/19	(1) (1)		寺泊地域		復 km				E-3/E11		署前) 与板仲町バス停と接続 (越後交通(株) 長岡駅前 = 興野 = 分水駅前) 燕市分水エリア内バス停と接 続		
		(3)				往 km 復 km	日	0						
						復 km 往 km	 						 	
		(4)				在 km	日	回						
		(E)				往 km	В	0						
		(5)				復 km								

(注)

- 1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3.「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

		1		:人)						
	I bil			064						
.口条中地区》 ————	191									
交通不便地域	ì		38	,448						
			お名せ	157			+FI +bn	<u>:</u>		
		+F E								
	,									
	3,676	和島	島地域(IE	和島村))		過疎地	也域		
	809	山古志	5地域(IE	山古志村	村)		過疎地	也域		
	4,087	JIIE	コ地域(IE	川口町)			過疎均	也域		
	4,742	小国	国地域(IE	小国町)			過疎地	也域		
	8,694	寺泊	白地域(IE	寺泊町)			過疎均	 也域		
	1	共交通再			定年月日					
計画	各		策定年	月日		算定式適用開始年度				
対象人口		算是	主式			国庫補助上限額				
協議会において承 なお、記載する場	合の適用算定式にお					費国庫補	助金に係	る国庫補	助上限	
₽ m 65										
	カ国勢調本結り	■た其/-言	は載せる つ	- ト ナ <u>-</u> ナニ	1 +h+;	雷輸 民.	巨笙が:	指定す	スない	
不便地域の場	場合は、申請す	る年度の	前年度の	03月末期	見在の住					
「人口集中地	区以外」の欄に	は、国勢記				人口集中	中地区(に該当	しない	
「交通不便地 付要綱」という (ロ②(2)(実	域」の欄は、地 う。)の別表7(『 施要領の2.(域公共3 1②(1)) 1)⑭)))に記載 <i>0</i> こ基づきり)ある過過 也方運輸	陳地域の	人口及	び交付	要綱別	刂表7	
指定されてい	る場合に、根拠	処法ごとに	こ当該区は	或の旧市	町村名等	を記載	するこ	と。また	こ、地ス	
-	闌は、交通不便	地域を地	也方運輸原	易長等が	指定した	場合は	、「局長	指定」	と記載	
書類								+ +		
	交 便	4,087 4,742 8,694 *共交通網形成計画、地域公計画名 計画名 *参考) 対象人口 なお、記載する場合の算定式をご活用ください。 なお、記載する場合の算定式をご活用ください。 なお、記載する場合の質定式をご活用ください。 大便地域の場合は、東西要領等で別に、 大の集中地区以外」の欄に地区の人口を記載する場合で別で、要領等で別に、 「人口集中地区以外」の欄に、地付要綱」という。)の別表7(「(口②(2)(実施要領の2.(人口の合計(重複する場合を)が指定する場合を)が指定する場合に、根拠法」の欄に、で、現地によいる場合に、、根連動局長等が指定する交通と。 「根拠法」の欄は、交通不便	で通不便地域 「便地域の内訳 人 ロ 16,440 栃属 3,676 和島 3,676 和島 3,676 和島 4,087 川口 4,742 小島 8,694 寺河 4,742 小島 8,694 寺河 は最新の計画、地域公共交通再計画名 おお、記載する場合の適用算定式においては、直の算定式をご活用べださい。 「交通の場合は、申請するによって変した。と、次なお、実施要領等で別に定める場所である。と、次なお、実施要領等で別に定める場所である。 大田の人口を記載するによっての別表で、自治直の関連という。)の別表で、ロ(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	大口 (口集中地区以外 136 (交通不便地域 38 (でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	文通不便地域 38,448 交通不便地域 38,448 「使地域の内訳 人 ロ 対象地区 16,440 栃尾地域(旧栃尾市) 3,676 和島地域(旧加島村) 809 山古志地域(旧山古志村) 4,087 川口地域(旧川口町) 4,742 小国地域(旧小国町) 8,694 寺泊地域(旧寺泊町) 8,694 寺泊地域(旧寺泊町) 8,694 寺泊地域(旧寺泊町) *共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策計画名 策定年月日 **大交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策計画名 策定年月日 **大交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策計画名 策定年月日 **大交通網形成計画、地域公共交通音編実施計画の策なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系の算定式をご活用(ださい。 **大変通網形成計画、地域公共交通確保維持である場合は、中請する年度の前年度の3月末またと。 **大変である場合は、それによる「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定地区の人口を記載すること。「「交通不便地域の場合は、中請する年度の前年度の3月末またと。 **大変である場合は、それによる「人口集中地区以外」の欄は、地域公共交通確保維持改通行変網」という。の別表7(口②(1))に記載のある過行で要網」という。の別表7(口②(1))に記載のある過行で要網」という。の別表7(口②(1))に記載であること。「「対象地区」の欄に、地域公共交通確保維持改通人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に対象地区」の欄には、支通不便地域を地方運輸局長等が指定する交通不便地域を地方運輸局長等が指定する場合と。「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が	人口 口集中地区以外 136,064 交通不便地域 38,448 「便地域の内訳 対象地区 16,440 栃尾地域(旧栃尾市) 3,676 和島地域(旧和島村) 4,087 川口地域(旧川口町) 4,742 小国地域(旧川口町) 4,742 小国地域(旧小国町) 8,694 寺泊地域(旧・青泊町) 8,694 寺泊地域(旧・青泊町) 1 中国 1 中	人口 口集中地区以外 136,064 交通不便地域 38,448 不便地域の内配 対象地区 16,440 栃尾地域(旧栃尾市) 3,676 和島地域(旧山古志村) 川口地域(旧山古志村) 4,087 川口地域(旧川口町) 4,742 小国地域(旧小国町) 4,742 小国地域(旧小国町) 4,742 小国地域(旧寺泊町) 株交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日図び算計画名 策定年月日 算定 計画名 第定年月日 第定 45,80歳する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補の算定式をご活用ださい。 大き、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補の算定式をご活用ださい。 大き、記載する場合の方に定める場合は、中請する年度の前年度の3月末現在の住民基本でと、次なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区の人口を記載すること。「「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区以外」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金3付要網」という。)の別表7(口(2)(1))に記載のある過疎地域の入口及(口(2)(2)(実施要領の2、(1)(0))に基づき地方運輸局長等が指定する場合を終くを記載すること。「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載道輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当すると。「根拠法」の欄は、交通不便地域が存在する場合には、該当すると。「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は	人口 口集中地区以外 136,064 交通不便地域 38,448 38,448 (便地域の内駅 人口 対象地区 根拠 16,440 栃尾地域(旧板尾市) 過疎対 3,676 和島地域(旧和島村) 過疎対 4,087 川口地域(旧川口町) 過疎対 4,742 小国地域(旧小国町) 過疎対 4,742 小国地域(旧小国町) 過疎対 8,694 寺泊地域(旧寺泊町) 週疎対 3,4742 小国地域(田寺泊町) 週疎対 8,694 寺泊地域(田寺泊町) 週疎対 第定式通用 第定式通用 第定式通用 第定式通知を定義 第定年月日 第定式適用 第定式高用が記めている場合にあいては、直近の地域内フィーダー系統確保維持改画体持度は高いている場合には、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳をでとた。 実施要領等で別に定める場合は、それによること。 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区以外にの人口を記載すること。 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区(口で要綱」という。の別表で(口②(2)(実施要領の及、(1)(3))に基づき地方運輸局長等が指定する場合と除(2)を記載すること。 「大口集中地区」(日東は、30月間には、当該市町村の一部が上記3.1 に掲げる法律(根拠法))指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。 「根拠法」の欄は、交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名と。 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名と。 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長	人口 、口集中地区以外	

協議事項第1号

長岡市地域公共交通計画の策定業務について

1 目的

長岡市地域公共交通協議会では、令和3年度及び4年度の2か年で、令和3年度に計画の終期を迎える網形成計画の評価と計画見直しを踏まえた長岡市地域公共交通計画の策定を行うこととしており、令和4年度長岡市地域公共交通計画策定業務は、令和3年度の準備業務を踏まえ、地域公共交通計画の策定業務を行うものである。

2 業務概要

委託番号 : 交協委 第2号

委託業務名 : 長岡市地域公共交通計画策定業務委託

履行場所 : 大手通2丁目ほか 地内

履行期間 : 令和4年5月27日~令和5年3月31日

発注者 : 長岡市地域公共交通協議会

受注者: エヌシーイー株式会社

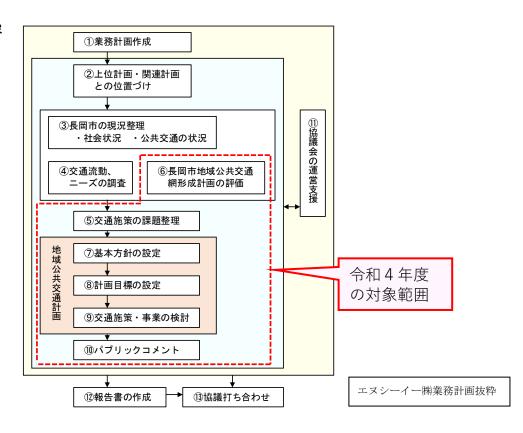
3 国庫補助金の充当

地域公共交通計画の策定には、国庫補助金を活用する。

事 業 名 : 地域公共交通調查事業(国土交通省所管) 補助対象者:長岡市地域公共交通協議会(法定協議会)

(令和3年度「長岡市地域公共交通計画策定準備業務」実績 国庫補助金1,750,000円充当)

4 業務内容



5 計画策定業務スケジュール(案)

作業項目					業	養務工 [;]	程					備考
作未填口	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1/# 45
(1)長岡市地域公共交通 網形成計画の評価												
(2)交通施策の課題整理				-			-					
(3)基本方針の設定									• •			
(4)計画目標の設定									>			
(5)交通施策・事業の検討									- >			
(6)パブリックコメント								-	>			
(7)協議会等の運営支援		†				-						
(8)報告書の作成												
打合せ協議	0					0					0	その他 適宜実施

(エヌシーイー㈱業務計画 抜粋)

○協議会の開催時期と協議内容

о Н	・網形成計画の評価および交通施策の課題修正							
8月	・公共交通計画の骨子案(基本方針、計画目標等)の確認							
10 月	・公共交通計画の骨子の修正の確認							
10 月	・交通施策・事業の協議							
11 月	・交通施策・事業の修正を含めた地域公共交通計画(案:全体)の協議							
12月~1月	パブリックコメントの実施							
2 月	・『長岡市地域公共交通計画』の成案							

【基本方針の設定】

上位・関連計画、交通施策の課題、網形成計画の評価などを元に、本計画の基本的な 方針、目指すべき将来像を設定する。

【計画目標の設定】

設定した基本的な方針について、評価指標及び評価手法を設定する。

【交通施策・事業の検討】

計画目標の達成に向けた、施策・事業を検討する。

協議事項第2号

栃尾地域における代替交通の検討について

◎ 栃尾地域の路線バスは利用者の減少に伴い、住民の移動手段としての役割を終え、令和5年 3月31日をもって地域内路線(東谷地区、塩谷地区)を廃止し、代替交通として、デマンド 型乗合タクシーの実証運行を検討する方針(長岡駅、見附方面からの基幹バス路線は存続)。

<令和4年度スケジュール>

令和4年6月2日 栃尾地域委員会にて説明

令和4年6月10日 栃尾地域 区長会総会にて説明

~令和4年12月 事業者、地域住民と運行内容を検討(運行時間、停留所の位置等)

令和5年1月~ 道路運送法第21条の許可申請書を提出し、運行準備

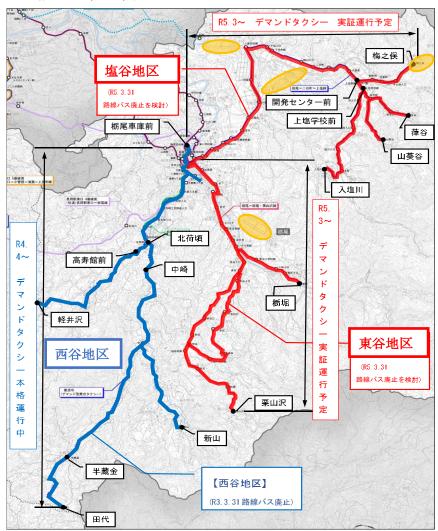
令和5年1~2月 住民周知(利用方法の説明)

令和5年3月1日~ デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始

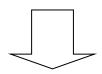
(3月中は路線バスからの移行期間として、バスと並行して運行)

令和5年3月31日 バス路線廃止 (東谷地区、塩谷地区)

■ 栃尾地域全域図



路線バスが運行していない地区、または以前運行していたが、 経路廃止になった地区



広く停留所を設定し、予約があればデマンド型乗合タクシーを利用できるように整備する。

住民の利便性向上

協議事項第3号

生活交通の利用状況について

1. 小国地域

(1) 令和3年度の運行内容

運行主体: NPO 法人 MTN サポート

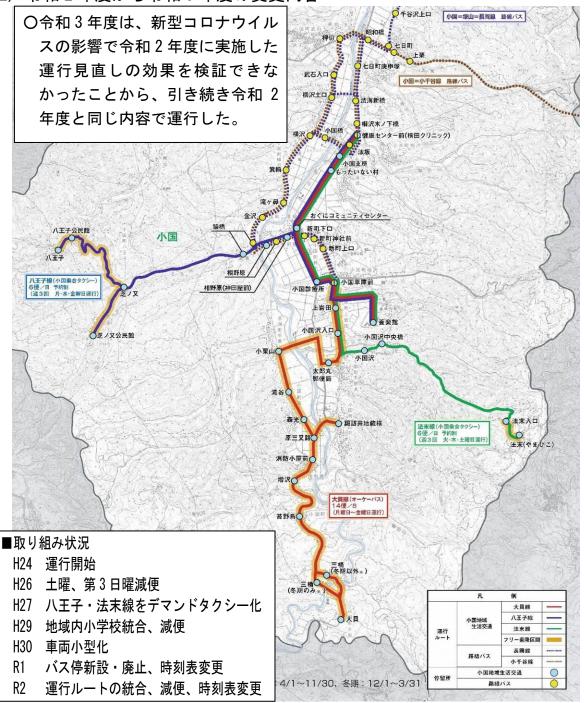
運行形態:【大貝線】コミュニティバス 【八王子線、法末線】乗合タクシー

運 賃:大人200円、小学生100円、大貝線のみ回数券、定期券

運 休 日 (大貝線): 土日祝日、お盆 (8/14~15) 年末年始 (12/31~1/3)

運 行 日: 八王子線 月·水·金、法末線 火·木·土

(2) 令和2年度から令和3年度の変更内容



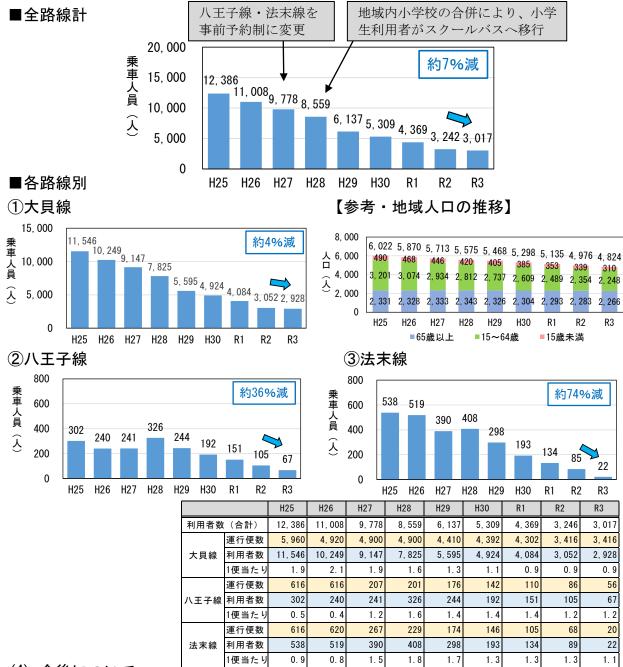
(3) 令和3年度の利用状況(年別)

〇利用状況

- ・令和2年度と比べて全路線計では約7%減となっている。
- ・路線別では大貝線が約4%減、八王子線が約36%減、法末線が約74%減となっている。

〇考 察

- ・令和3年度は、依然として新型コロナウイルスの影響を受けていると考えられる。
- ・また、人口減少、少子高齢化による中学生利用の減少、特定の高齢者利用の減少、運転 できる高齢者の増加などが考えられる。



(4) 今後について

○新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度の見直し効果を未だ検証できなかったことから、令和 4 年度は引き続き、令和 2 年度、令和 3 年度と同じ内容で運行する。また、広報活動等による利用促進策や更なる効率化を検討していく。

【参考】令和3年度の利用状況(月別)

① 大貝線

- ・人口減少による影響が考えられる。
- ・沿線人口は、3%の減少。

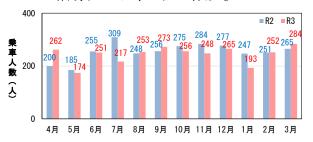


図 大貝線の月別推移

② 八王子線

- ・人口減少や特定の利用者が減少 したと考えられる。
- ・沿線人口は、3人(6%)の減少。



図 八王子線の月別推移

③ 法末線

- ・人口減少や特定の利用者が減少し たと考えられる。
- ・沿線人口は、4人(7%)の減少。

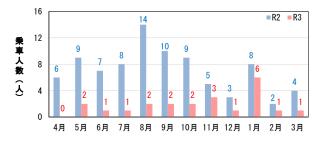


図 法末線の月別推移

④ 3 路線計

・人口減少や特定の利用者が減少し たと考えられる。

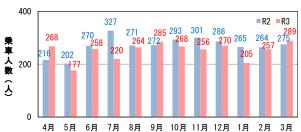


図 3路線合計の月別推移

表 令和3年度における利用者対前年度比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大貝線	131%	94%	98%	70%	102%	107%	93%	87%	96%	78%	100%	107%
八王子線	60%	13%	75%	20%	100%	167%	111%	42%	67%	60%	36%	67%
法末線	0%	22%	14%	13%	14%	20%	22%	60%	33%	75%	50%	25%
3路線計	124%	88%	96%	67%	97%	105%	91%	85%	94%	77%	97%	105%

2. 川口地域

(1) 令和3年度の運行内容

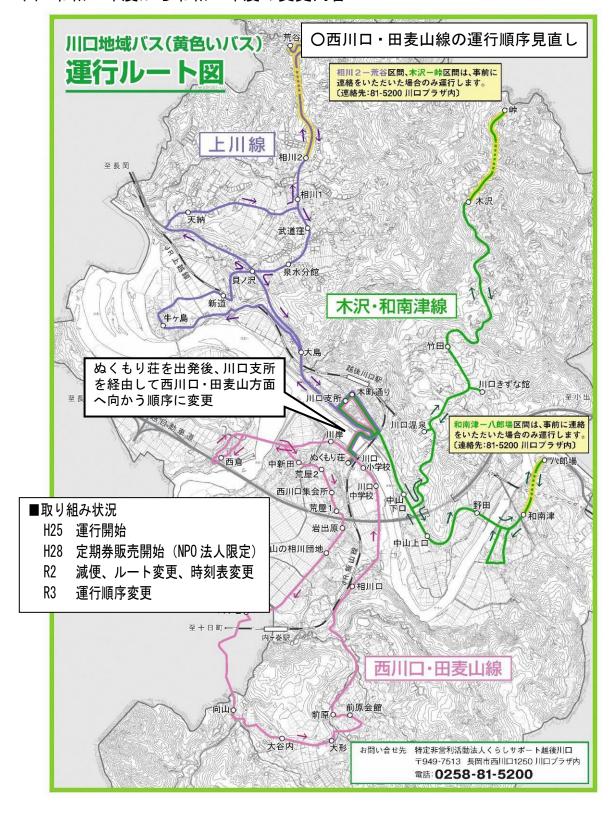
運行主体: NP0 法人くらしサポート越後川口

運行形態:コミュニティバス

運 賃:大人200円、小学生100円、回数券、定期券(NPO会員限定)

運 休 日: 土日、年末年始 (12/31~1/3)

(2) 令和2年度から令和3年度の変更内容



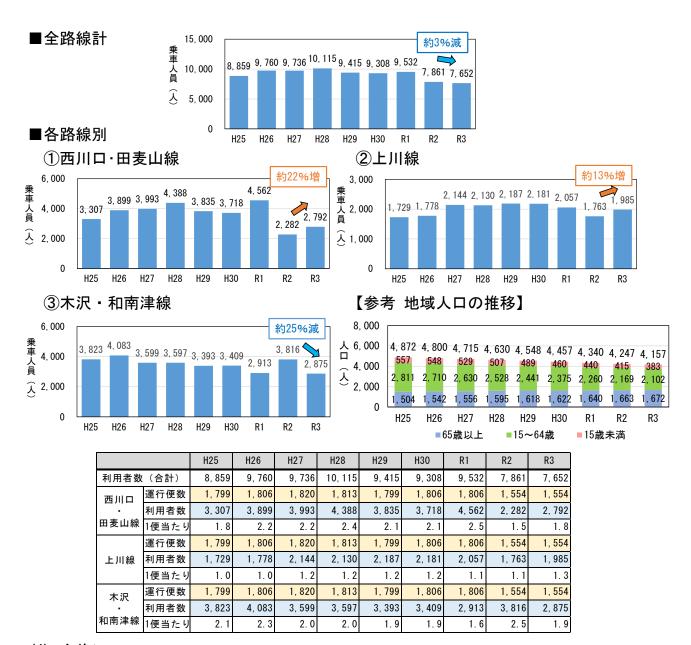
(3) 令和3年度の利用状況(年別)

〇利用状況

- ・令和2年度と比べて全路線計では約3%減となっている。
- ・路線別では、<u>西川口・田麦山線が約22%増</u>、<u>上川線が約13%増、木沢・和南津線が約</u>25%減となっている。

〇考 察

- ・運行順序の変更により、木沢・和南津線の利用者数が減少し、西川口・田麦山線の利用者が増加したと考えられる。
- ・また、全路線の利用者数減少の要因として、人口減少や新型コロナウイルスの影響による高齢者の外出頻度の低下が考えられる。



(4) 今後について

○令和4年度は、引き続き令和3年度と同じ内容で運行する。また、広報活動等による利用促進策や更なる効率化を検討していく。

【参考】令和3年度の利用状況(月別)

① 西川口・田麦山線

- ・運行順序の見直しにより増加したと 考えられる。
- ・沿線人口は、3%の減少。

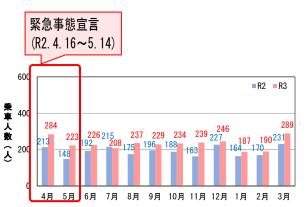


図 西川口・田麦山線の乗車人数の推移

② 上川線

- ・特定の利用者が増加したと考え られる。
- ・沿線人口は、2%の減少。

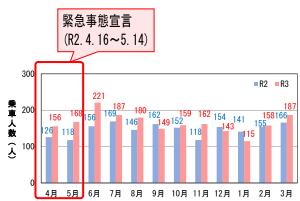


図 上川線の乗車人数の推移

③ 木沢・和南津線

- ・運行順序の見直しにより減少した と考えられる。
- ・沿線人口は、1%の減少。

④ 3路線合計

人口減少等により減少したと考えられる。

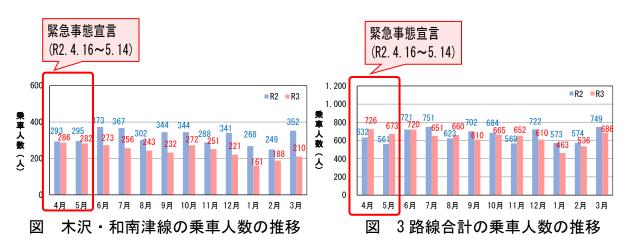


表 令和3年度における利用者対前年度比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西川口・田麦山線	133%	151%	118%	97%	135%	11 <mark>7</mark> %	124%	147%	108%	114%	112%	125 _%
上川線	124%	142%	142%	111%	123 <mark>%</mark>	92%	105%	137%	93%	82%	10 <mark>2</mark> %	113%
木沢・和南津線	98%	96%	73%	70%	80%	67%	79%	87%	65%	60%	76%	60%
3路線計	115%	120 _%	10 <mark>0%</mark>	87%	106%	87%	97%	115%	84%	81%	93%	92%

3. 山古志地域

(1) 令和3年度の運行内容

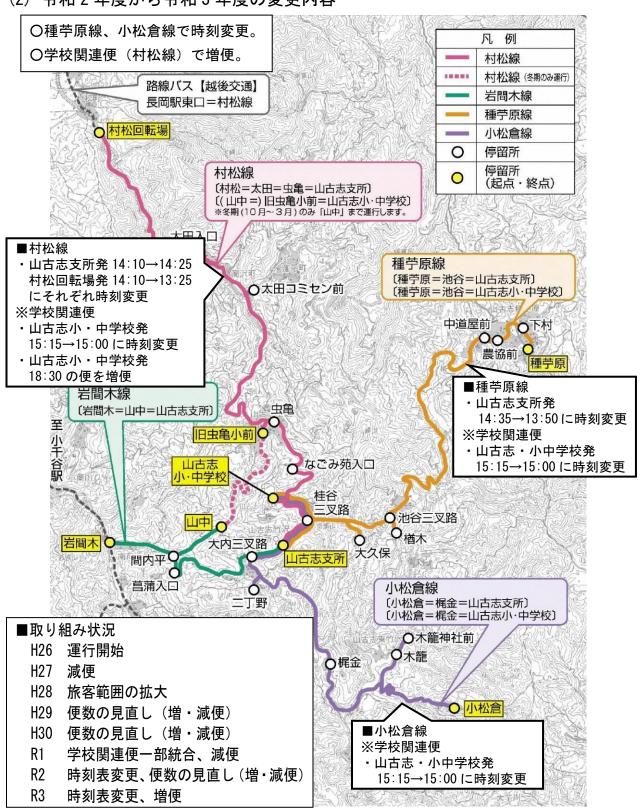
運行主体: NPO 法人中越防災フロンティア

運行形態:コミュニティバス

運 賃:大人200円、小学生100円、回数券

運 休 日:日祝、年末年始(12/29~1/3)、お盆(8/14~8/16)

(2) 令和2年度から令和3年度の変更内容



(3) 令和3年度の利用状況(年別)

〇利用状況

- ・令和2年度と比べて全路線計では約1%増となっている。
- ・路線別では、村松線が約12%減、岩間木線が約28%減、種苧原線が約1%増、小松倉線 が約18%増となっている。

〇考 察

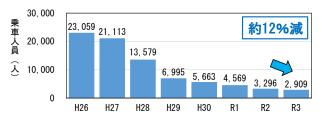
- ・令和3年度の利用者は横ばいであり、依然として新型コロナウイルスの影響が考えられる。
- ・また、人口減少、特定の高齢者利用の減少、運転できる高齢者の増加、少子高齢化による 小・中学生・高校生利用の減少などが考えられる。
- ・小松倉線の増加の要因としては、利用する小学生が増加したためと考えられる。



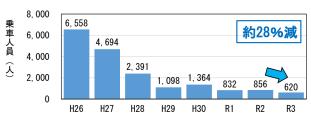
【参考 地域人口の推移】



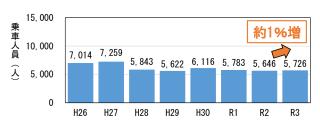
①村松線



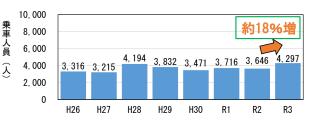
②岩間木線



③種苧原線



4)小松倉線



		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数	(合計)	39, 947	36, 281	26, 007	17, 547	16, 614	14, 900	13, 444	13, 552
	運行便数	4, 741	4, 531	4, 573	5, 522	4, 673	3, 435	3, 338	3, 435
村松線	利用者数	23, 059	21, 113	13, 579	6, 995	5, 663	4, 569	3, 296	2, 909
	1便当たり	4. 9	4. 7	3. 0	1. 3	1. 2	1. 3	1.0	0.8
	運行便数	2, 495	2, 328	2, 286	2, 083	1, 352	1, 282	1, 308	1, 305
岩間木線	利用者数	6, 558	4, 694	2, 391	1, 098	1, 364	832	856	620
	1便当たり	2. 6	2. 0	1.0	0.5	1.0	0. 7	0.7	0. 5
	運行便数	3, 133	3, 082	3, 199	3, 049	2, 967	1, 820	2, 329	2, 332
種苧原線	利用者数	7, 014	7, 259	5, 843	5, 622	6, 116	5, 783	5, 646	5, 726
	1便当たり	2. 2	2. 4	1.8	1.8	2. 1	3. 2	2. 4	2. 5
	運行便数	2, 411	2, 355	2, 585	2, 599	2, 850	1, 820	1, 747	1, 749
小松倉線	利用者数	3, 316	3, 215	4, 194	3, 832	3, 471	3, 716	3, 646	4, 297
	1便当たり	1.4	1.4	1.6	1.5	1. 2	2. 0	2. 1	2. 5

(4) 今後について

- ○令和4年4月から、村松線では1便を減便し、2便を土曜日運休に変更した。種苧原線では全便を土曜日運休に変更した。小松倉線では2便を増便した。また、村松線、岩間木線、種苧原線では越後交通路線バスの運行時刻の変更に伴い、一部便の運行時刻を変更した。
- ○学校関連便では、学校からの要望により、村松線、種苧原線、小松倉線の山古志小・中学校発 15:30 の便を追加した。
- ○今後は、見直しによる効果を検証すると共に、広報活動等による利用促進策や更なる効率化を検討していく。

【参考】令和3年度の利用状況(月別)

① 村松線

- ・人口減少や高齢者の外出控え等 が考えられる。
- ・村松線(岩間木線含)の沿線人口は、5%の減少。

② 岩間木線

- ・特定の利用者の減少等が考えら れる。
- ・岩間木線(村松線含)の沿線人口は、5%の減少。

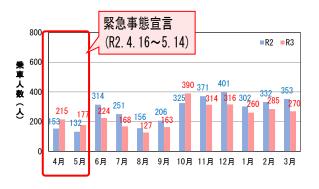


図 村松線の月別推移

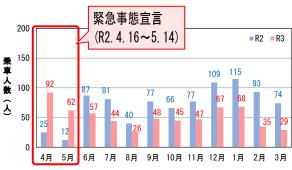


図 岩間木線の月別推移

③ 種苧原線

- 利用する児童数に変化がなかったこと等が考えられる。
- ・種苧原線の沿線人口は、5%の減少。

④ 小松倉線

- ・利用する児童数の増加等が考えられる。
- ・小松倉線の沿線人口は、3%の減少。



図 種苧原線の月別推移

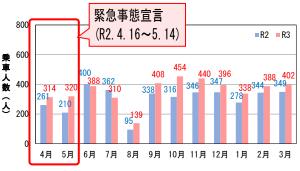


図 小松倉線の月別推移

⑤ 4 路線合計

・人口減少や高齢者の外出控えのほか、利用する児童数の増加等によって横ばいで推移していると考えられる。

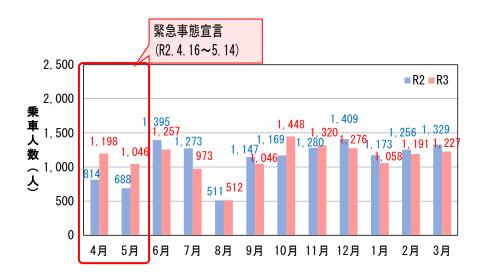


図 4路線合計の乗車人数の推移

表 令和3年度における利用者対前年度比

	4月	5月		6月	7月	8	3月	9月	10	0月	11月	12月	1月	2月	3月	
村松線	141%	1	134%	71%	67	%	81%	79%		120%	85%	79%	86%	869	0	76%
岩間木線	36 <mark>8</mark> %	5	517%	66%	54	%	65%	62%		68%	61%	61%	59%	389	0	39%
種苧原線	154%	1	146%	99%	78	%	100%	81%	,	121%	107%	90%	82%	999	0	95%
小松倉線	120%	1	152%	97%	86	%	146%	121%		144%	127%	114%	122%	1139	6	115%
4路線計	147%	1	152%	90%	76	%	100%	91%		124%	103%	91%	90%	959	6	92%

協議事項 令和4年度事業内容について

今年度の取組み方針

平成28年度に策定した「長岡市地域公共交通網形成計画」の評価を行うと同時に、各事業の進捗等を踏まえ、見直しを含めた検討を行う。

◎今年度の主な取組み内容

1. 主要事業

- (1) 長岡市地域公共交通計画の策定について
- (2) 路線バス及び公共交通空白地有償運送(小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区)の効率的な運行の検討
- (3) 栃尾地域におけるデマンド型乗合タクシーの本格運行(西谷地区)継続と、実証運行(東谷地区、塩谷地区)の実施
 - ※東谷地区、塩谷地区は地域内路線バス廃止を検討。令和5年3月から代替交通の実証運行を予定。
- (4) 和島地域におけるデマンド型乗合タクシーの本格運行の実施
- (5) 寺泊地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行の実施 ※令和4年10月から和島地域と統合し、本格運行を予定。
- (6) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指した寺泊駅前 広場整備(造成工事、舗装工事)
- (7) 意識啓発活動の推進(モビリティマネジメント)
- (8) 新たな公共交通システムについて
- (9) 新型コロナウイルス対策事業について ※「ワクチン接種高齢者移動支援事業」を実施中。

2. 協議会の開催

- (1) 今年度は5回程度開催(6月、8月、10月、11月、2月を予定) うち8月、10月、11月は公共交通計画策定に係るもの
- (2) 必要により地域分科会の開催

1 長岡市地域公共交通協議会

項目	内訳	予算額(千円)	網形成計画に おける位置づけ
協議会関係経費	会議費(委員報酬等)、 事務費、委託費	8,700	
加 俄公內 (水) (水)	計画策定準備業務委託	0,100	

2 長岡市地域公共交通網形成計画に基づく各種施策の推進

■生活交通の確保対策

項目	内訳	予算額(千円)	網形成計画に おける位置づけ
路線バス補助金	_	113, 788	【事業】①-1、②-1、 ③-1
コミュニティバス 補助金	小国、川口、 山古志・太田	60, 216	【事業】⑤-1
デマンド型乗合タ クシー補助金	栃尾、和島、寺泊	17, 404	【事業】⑤-1
デマンド型乗合タ クシー実証運行	栃尾、寺泊	6, 200	【事業】⑤-1

■公共交通の利用環境整備

項目	内訳	予算額(千円)	網形成計画に おける位置づけ
バス待合所 設置事業補助金	町内会が設置する ものに対して補助	500	【事業】③-1
公共交通情報 提供システム運用	-	7, 859	【事業】⑨-1、⑨-2

■駅前広場整備

項目	内訳	予算額(千円)	網形成計画に おける位置づけ
寺泊駅	造成工事、舗装工事、付帯工事等	33, 600	【事業】④-1

■モビリティマネジメントの推進

項目	内訳	予算額(千円)	網形成計画に おける位置づけ
バスの乗り方教室	小学生や高齢者を 対象とした教室	0	【事業】⑧ - 1

[※]バスの乗り方教室は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて実施を判断。

3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援事業

■公共交通事業者に対する補助金交付事業

項目	内訳	予算額(千円)	網形成計画に おける位置づけ
ワクチン接種高齢者 移動支援事業	接種券にタクシー割引券を同封し発送(65歳以上	12, 600	_
	の高齢者対象)		